

蒲郡市工事請負契約に係る指名停止等の措置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、蒲郡市が発注する工事又は製造の請負、工事に係る物品の買入れ、修理若しくは加工及び測量、設計等の業務の委託（以下「本市工事契約等」という。）について、契約の相手方として不適切な者を排除し、その適正な執行を確保するため、蒲郡市の指名競争入札に参加する資格を有する者（以下「有資格業者」という。）の指名停止等について、必要な事項を定めるものとする。

(不正業者該当者の報告義務)

第2条 関係課長等は、本市工事契約等に関し、第3条又は第4条に該当すると認められる者を知ったときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(指名停止)

第3条 市長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各項（以下「別表各項」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各項に定めるところにより期間を定め、指名停止を行うものとする。

2 市長は、本市工事契約等のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に対する指名停止)

第4条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止期間の特例)

第5条 有資格業者が1の事案により別表各項の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が指名停止の期間中又は当該期間の満了後1か年を経過するまでの間に、別表各項の措置要件に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、当該各項に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各項及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各項及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、24か月を限度として指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各項及び前各項に定める期間の範囲内で、指名停止の期間を変更することができる。

この場合において、別表第2の4の項又は5の項に該当し、かつ、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間（24か月を超えるときは24か月とする。）から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。

6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第6条 市長は、第3条第1項の規定により情状に応じて別表各項に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

(1) 談合情報を得た場合、又は市の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た

場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにも関わらず、当該事案について、別表第2の4の項又は6の項に該当したとき。

(2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又あったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2の3の項又は4の項に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

(3) 市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2の5の項又は6の項に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

（指名停止等の通知）

第7条 市長は、第3条第1項若しくは第4条各項の規定により指名停止を行い、第5条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なくそれぞれ指名停止通知書（第1号様式）、指名停止期間変更通知書（第2号様式）又は指名停止解除通知書（第3号様式）により通知するものとする。ただし、当該有資格業者に対し市長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が本市の発注した工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第8条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ蒲郡市資格審査会（以下「審査会」という。）において承認したときは、この限りではない。

（下請等の禁止）

第9条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、本市工事契約等の全部又は一部を下請し、若しくは受託することを承認してはならない。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第10条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、有資格業者に対し書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(その他)

第11条 この要領の解釈及び運用については、工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ（平成6年4月20日採択）を参考にする。

2 この要領の解釈及び運用について疑義が生じたときは、審査会においてこれを決定する。

附 則（昭和59年11月26日決裁）

1 この要領は、昭和59年12月1日から施行する。

2 この要領施行の際、現に蒲郡市建設工事請負業者指名除外基準要綱第5条により処分決定されているものについては、この要領による処分決定とみなす。

附 則

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。